をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第２号又は令和２年旧法第53条第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第３号又は令和２年旧法第53条第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　「当期控除額④」の欄は、⑴、⑵及び⑷に掲げる法人にあってはそれぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、⑶に掲げる法人にあっては㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内及び㈢に掲げる金額が㈣に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）を提出する法人（⑵、⑶又は⑷に掲げる法人を除く。）

［㈠　略］

㈡　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

［⑵～⑷　略］

［４・５　略］

第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第一一〇条の一一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の６記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～５　略］

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第一一〇条の一一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改

をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第２号又は令和２年旧法第53条第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第３号又は令和２年旧法第53条第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　「当期控除額④」の欄は、⑴、⑵及び⑷に掲げる法人にあってはそれぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、⑶に掲げる法人にあっては㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内及び㈢に掲げる金額が㈣に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式又は第６号様式（その２）を提出する法人（⑵、⑶又は⑷に掲げる法人を除く。）

［㈠　同左］

㈡　第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

［⑵～⑷　同左］

［４・５　同左］

第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第一一〇条の一一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の６記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～５　同左］

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第一一〇条の一一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改